

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（平成 年分）

氏 名 _____

提出用

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

（注）1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		㉑ 収入金額	㉒ 必要経費	㉓ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㉑-㉒-㉓)
		円	円	円	円
農業所得	①				
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
① - ②	③				

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉑収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉗の金額を書いてください。
配当控除	⑤		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉘の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉙の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉚の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉛～㉜の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉝～㉞の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に転記してください。なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額の頭部に「㉔」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（平成 年分）

氏 名

控
用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

（注）1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		㉑ 収入金額	㉒ 必要経費	㉓ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㉑-㉒-㉓)
		円	円	円	円
農業所得	①				
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
	③	① - ②			

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉑収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉗の金額を書いてください。
配当控除	⑤		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉘の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉙の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉚の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉛～㉝の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉞～㉟の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に転記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額の頭部に「㉓」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。